

○指定管理者 修繕一覧(平成20年度～24年度)

資料5-2

(単位:円)

| 年 度    | 事業名    | 内 容             | 金 額       |
|--------|--------|-----------------|-----------|
| 平成20年度 | ゴルフ事業  | 浴室ボイラー部品交換      | 219,450   |
|        | ゴルフ事業  | ゴルフコース管理機器修理    | 696,244   |
|        | ゴルフ事業  | ゴルフコース管理機器修理    | 300,809   |
|        | ゴルフ事業  | ゴルフコース管理機器修理    | 930,489   |
|        | ゴルフ事業  | 乗用カート修理         | 234,234   |
|        | ゴルフ事業  | ゴルフコース管理機器修理    | 380,000   |
|        | ゴルフ事業  | ゴルフ場減圧弁修理       | 270,900   |
|        | ゴルフ事業  | 乗用カート修理         | 209,664   |
|        | ゴルフ事業  | ゴルフコース補修工事      | 920,808   |
|        | ゴルフ事業  | 乗用カート修理         | 910,322   |
|        | レジャー事業 | キャンプ場漏水修理       | 210,000   |
|        |        |                 | 合 計       |
| 平成21年度 | ゴルフ事業  | ゴルフコース管理機器修理    | 1,779,505 |
|        | ゴルフ事業  | 乗用カート修理         | 308,689   |
|        | ゴルフ事業  | ゴルフ練習場屋根修理      | 231,000   |
|        | ゴルフ事業  | ゴルフコース管理機器修理    | 1,460,356 |
|        | ゴルフ事業  | 乗用カート定期点検       | 1,063,308 |
|        |        |                 | 合 計       |
| 平成22年度 | ゴルフ事業  | 乗用カート定期点検       | 998,938   |
|        | レジャー事業 | アクアリゾート清里ボイラー修理 | 399,000   |
|        | レジャー事業 | キャンプ場ケビンの階段修理   | 330,000   |
|        |        |                 | 合 計       |

| 年 度    | 事業名     | 内 容             | 金 額     |
|--------|---------|-----------------|---------|
| 平成23年度 | ゴルフ事業   | 駒ヶ岳コース排水管漏水修理   | 256,200 |
|        | ゴルフ事業   | 乗用カート修理         | 329,331 |
|        | ゴルフ事業   | ゴルフコース管理機器修理    | 222,310 |
|        | ゴルフ事業   | 乗用カート定期点検       | 823,179 |
|        | レストラン事業 | まきばレストラン排水管漏水修理 | 216,300 |
|        |         |                 | 合 計     |
| 平成24年度 | ゴルフ事業   | 乗用カート修理         | 252,418 |
|        | ゴルフ事業   | 配水管修理           | 220,500 |
|        | ゴルフ事業   | ゴルフコース管理機器修理    | 249,900 |
|        |         |                 | 合 計     |

※1 平成21年11月以前は、企業局と指定管理者の負担区分(A:建物の改築または大規模修繕の躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取替において、取替箇所が建築基準法施行令に規定する「構造耐力上主要な部分」に該当するとき B:構築物の取替または改修において、取替または改修の必要が認められる場合、構築物の取替または改修が帳簿原価または数量等の50%以上のとき C:機械装置の取替または改修において、取替または改修の必要が認められる場合、機械装置の取替または改修が、帳簿原価または数量等の50%以上のときに企業局が負担し、それ以外は指定管理者が負担。)により、修繕を実施した。

※2 平成21年11月に、60万円以上の修繕等について、原則は企業局が負担することとする協定へ改めた。ただし、指定管理者が希望するもの、または指定管理者に帰属する備品等の修繕については、指定管理者が実施をしている。